

# 八戸市農業委員会 1月総会議事録

日時：令和4年1月13日（木）午後3時1分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

## 出席委員

農業委員 19名中18名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 欠	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中21名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 欠	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 出
17番 大倉 喜八郎 出	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

## 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、  
主査 佐藤 正樹、技師 深堀 成美、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間を少し過ぎましたけれども、ただいまから総会を開会いたします。

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、西野農業委員、赤坂力雄推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第3号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書（新規）並びに引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）交付の承認につきましては、中村農業委員及び河原木推進委員が当事者となっている事案がございます。

中村農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

また、河原木推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

改めまして、新年明けましておめでとうございます。今年は壬寅という年だそうです。壬とは、妊娠の字を取って壬、これは新しく生まれるという意味、寅は、演出の演からさんずいを取って寅、寅は前に出る、成長するという意味があるそうです。今年も改めて新しく成長していく私たち農業委員会も頑張っていきたいと思っておりますので、まず、それを表すものがこの憲章でありますので、元気

良く新しい年に向けて成長するために大きな声で憲章の唱和をよろしく願い  
します。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

皆様、明けましておめでとうございます。新年最初の総会、このように揃って  
開会できましたことを大変嬉しく思っております。良い年になりますようにと願  
い迎えた新年ですけれども、新型コロナウイルスオミクロン株が拡がり始め、第6  
波に入ったと言われております。私たちにできることはマスク、消毒、換気等の  
感染対策に努めることだと思っておりますので、本年もよろしく願いいたしま  
す。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めま  
す。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したい  
と存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、18番 橋場 孝 委員、19番 村上 正憲 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

河原木委員

河原木から報告いたします。去る12月27日、阿達農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号28番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条28番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、田は水稻、畑はかぼちゃです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和3年9月に規模拡大のため、同年10月に渡人の要望のため、いずれも田を取得しております。通作距離は約3km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地は、字下亀子谷地はあり、字制札前はなしです。農業経験は35年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上明戸委員

上明戸から報告いたします。去る 12 月 27 日、明戸農業委員と市庁別館 7 階会議室 C において、番号 29 番と 30 番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 29 番

はじめに、番号 29 番について報告いたします。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は負債整理のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎ、ピーマン、にんじんです。申請者の過去 3 年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 500m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 28 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は男 1 人、兼業者は女 1 人です。農機具保有状況は、軽トラック 2 台、トラクター、スプレイヤー、管理機各 1 台を所有しております。

3 条 30 番

続きまして、番号 30 番について報告いたします。

この案件は、受人が、自らが設置・運営する社会福祉施設の入所者に対して、社会福祉事業の一環として、農作業を通じてリハビリ効果を引き出すことや遣り甲斐を持たせることを目的に農地を取得するものです。

法人は、通常の場合、農地所有適格法人としての要件を満たさなければ農地を取得することができませんが、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハの規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人が、当該目的のために必要があり利用するものと認められる場合は農地を取得することができ、受人は、この規定に該当しております。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、受人である法人の理事長と渡人は夫婦です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は前に述べたとおり社会福祉事業のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大根、にんじん、ピーマン、ナス、トマト、ねぎ、かぶ、ほうれん草、白菜です。申請者の過去 3 年間に於ける農地の

取得・売却事例はありません。通作距離は約 100m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地あります。農業経験はありません。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農地の管理や収穫等の農作業は、施設の入所者 10 人と兼業農家である施設の職員 3 人が行うとのこと。また、地域の農業者から施設の入所者への農作業指導等に協力していただくとのこと。農機具保有状況は、トラクター 2 台、管理機 1 台を所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 2 号、令和 3 年度第 10 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

深堀技師

事務局の深堀から、議案第2号、令和3年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、使用貸借2件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手2名、貸し手2名で、利用権設定面積は、合計6,454㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和4年1月19日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第3号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に

会長

係る適格者証明書（新規）並びに引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）交付の承認についてを議題といたしますが、本議案の中には、中村委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該議案の審議の間、中村委員は退室をお願いいたします。

（中村委員退室）

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

佐藤主査

それでは、事務局佐藤から説明させていただきます。

別冊でお配りしております資料をもとに御説明いたしますが、はじめに資料の訂正をさせていただきたいと思っております。別冊資料のタイトルが議案第 2 号関係資料となっておりますが、正しくは議案第 3 号関係資料でございます。大変申し訳ございませんが、お手元の資料を訂正くださいますようお願いいたします。

それでは、説明を始めさせていただきます。

当議案は、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予等の特例の適用を受けられる場合の、贈与者・受贈者及び被相続人・相続人が適格要件に該当する旨の適格者証明書の交付並びに納税猶予等適用者の継続届に必要な引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、承認を求めるためのものです。

それでは、資料の 1 ページをお開きください。まず、贈与税納税猶予制度及び不動産取得税徴収猶予制度について御説明いたします。

この制度は、農地等を推定相続人の 1 人に一括贈与し、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 4 並びに地方税法附則第 12 条第 1 項により、農地等に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができるものです。適用を受ける場合は、贈与を受けた年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に、農業委員会が交付する適格者証明書を添えて、税務署等へ申告しなければなりません。令和 3 年 1 月から 12 月までの間に農地等の

一括贈与を受けた農業後継者で、贈与税納税猶予等の対象となり得る方はいませんでした。よって証明書の交付予定はございません。

次に、相続税納税猶予制度について御説明いたします。農地等を相続し、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法第 70 条の 6 により農地等に係る相続税の納税猶予の特例を受けることができます。この適用を受ける場合は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して 10 か月以内に、農業委員会が交付する適格者証明書を添えて、税務署へ申告しなければなりません。ただし、相続の発生、つまり農地所有者の死亡は予測することができませんので、交付申請があり次第、審査の上、適格者証明書を交付することとなります。

次に、資料の 2 ページをお開きください。

2 ページの一覧は、贈与税の納税猶予を受けている方のうち、令和 4 年 3 月 15 日までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。

次に、資料の 3 ページを御覧ください。

3 ページの一覧は、相続税の納税猶予を受けている方のうち、今年 4 月から来年 3 月末までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。継続届出書は、贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている者が、税務署に対して 3 年ごとに提出することになっており、関係法令により、農業委員会が交付する引き続き農業経営を行っている等の証明書を添付することになっております。提出されない場合は、納税猶予が打ち切られることとなります。

以上のことから、新たに農地等の相続を受けた方、また、2 ページから 3 ページに記載されている方から農業委員会に対し証明書の交付申請があった場合に速やかに交付できるよう、事前に承認を得るものです。

参考として、関係様式を 4 ページから 11 ページに添付しております。4 ページから 10 ページは新規で申告をする際に添付する適格者証明書の様式であり、11 ページは継続届に添付する引き続き農業経営を行っている等の証明書の様式となっております。

なお、最後になりますが、贈与税、不動産取得税及び相続税の猶予制度は、本来は、農地の細分化防止や、農業を継続したくても税金を支払うために農地を売

却せざるを得ないという問題が生じるのを防ぐために創設されたものです。そのため、猶予が適用されている農地では、売渡し、貸付け、転用が制限され、これらの行為や耕作の放棄があった場合には猶予が打ち切られ、猶予されていた税額に利子税を加算して納税する必要があります。猶予を受けていた年数によっては莫大な金額となる可能性もあることから、猶予制度は決して安易に利用すべきものではなく、後継者の有無や、高齢になってからの耕作の可否を熟慮し、家族の同意を得た上で活用することが求められるものであることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

中村委員の入室をお願いいたします。

(中村委員入室)

日程第5

会長

次に、日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

深堀技師

事務局の深堀から御報告いたします。この案件は、相続等届出の12月分でございます。資料の5ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 102 番

～123 番

今回の届出は、資料5ページの番号102番から資料12ページの番号123番までの計22件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料6ページの番号105番及び資料7ページの番号110番の計2件でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6、

日程第7

会長

次に、日程第6、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の12月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の13ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでござ

ございます。

4条 20番 番号 20番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の15ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 160番 番号 160番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

5条 161番 番号 161番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。

5条 162番 番号 162番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条 163番 番号 163番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 164番 番号 164番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

5条 165番 番号 165番、転用目的は宅地分譲でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第8 次に、日程第8、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

会長 それでは、事務局から報告をお願いいたします。

深堀技師 事務局の深堀から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の12月分でございます。資料の17ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条 37番

番号 37 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条 38番、39番

番号 38 番と番号 39 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和4年1月19日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時50分)